

京都府公安委員会告示第 169号

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第44条第2項第2号の規定により、綴喜郡宇治田原町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和4年9月26日

京都府公安委員会  
委員長 森 洋一

1 合意した者

- (1) 京都京阪バス株式会社
- (2) 京都府公安委員会
- (3) 宇治田原町長
- (4) 国土交通省近畿運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
栢村	西・東	綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字栢垣内20の6
奥山田正寿院口	東進	〃 〃 〃 小字政所32の1
〃	西進	〃 〃 〃 小字宮垣内164の4
湯屋谷	西・東	〃 〃 大字湯屋谷小字尾華48の4
宇治田原郵便局	東進	〃 〃 〃 小字長通48
工業団地口	東進	〃 〃 大字岩山小字乗岩53
〃	西進	〃 〃 〃 小字釜井谷3の2
宇治田原小学校	東進	〃 〃 〃 小字三百畷8の2
〃	西進	〃 〃 〃 小字塩谷14の2
長山口	東進	〃 〃 〃 小字畠田54の2
〃	西進	〃 〃 〃 〃 54の3
岩山	東進	〃 〃 〃 小字馬道7の3

岩山	西進	綴喜郡宇治田原町大字岩山小字馬道 8 の 1
維中前	東進	〃 〃 大字立川小字立川 2
下町	西進	〃 〃 大字郷之口小字北堂山54の 3

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
綴喜郡宇治田原町	自家用有償旅客運送 (交通空白地有償運送)	<small>らいく はーと</small> うじたわ L I K E ♡ バス

4 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。

京都府公安委員会告示第 170号

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第44条第2項第2号の規定により、綴喜郡宇治田原町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和4年9月26日

京都府公安委員会  
委員長 森 洋一

1 合意した者

- (1) 京都京阪バス株式会社
- (2) 京都府公安委員会
- (3) 宇治田原町長
- (4) 国土交通省近畿運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
栢村	西・東	綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字栢垣内20の6
奥山田正寿院口	東進	〃 〃 〃 小字政所32の1
〃	西進	〃 〃 〃 小字宮垣内164の4
湯屋谷	西・東	〃 〃 大字湯屋谷小字尾華48の4
宇治田原郵便局	東進	〃 〃 〃 小字長通48
工業団地口	東進	〃 〃 大字岩山小字乗岩53
〃	西進	〃 〃 〃 小字釜井谷3の2
長山口	東進	〃 〃 〃 小字畠田54の2
〃	西進	〃 〃 〃 〃 54の3
岩山	東進	〃 〃 〃 小字馬道7の3
〃	西進	〃 〃 〃 〃 8の1
維中前	東進	〃 〃 大字立川小字立川2

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
宇治第一交通株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業 (区域運行)	<small>らいく はーと</small> うじたわL I K E ♡タクシー

4 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。